

清涼飲料水等自動販売機設置契約書

貸主 香川県（以下「甲」という。）と借主 （以下「乙」という。）とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条第 1 項の規定に基づく清涼飲料水等の自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置に関し、次の条項により契約を締結する。

（設置場所等）

第 1 条 自動販売機の設置箇所等は、次のとおりとする。

施設名称	所在地	設置場所	面積
		別添配置図のとおり	

（用途の指定）

第 2 条 乙は、設置場所を、乙の自動販売機の設置場所の用途として自ら使用しなければならない。

2 乙は、設置場所を前項に規定する用途に供するに当たっては、別添「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（設置期間）

第 3 条 設置期間は、令和 8 年 6 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。

（契約更新等）

第 4 条 この契約は、前条に定める契約期間満了時においてこの契約の更新（更新の請求及び建物の使用の継続によるものを含む。）は行われず、設置期間の延長も行われぬものとする。

2 甲は、前条に規定する期間満了の 3 か月前までに乙に対し、設置期間の満了によりこの契約が終了する旨を書面により通知するものとする。

（貸付料）

第 5 条 貸付料は、次のとおりとする。

契約金額 金 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）

2 乙は、第 1 項に規定する貸付料のほか、香川県道路占用料条例（昭和 28 年香川県条例第 21 号）第 2 条に規定する占用料を納入するものとする。

（貸付料の固定）

第 6 条 前条に定める貸付料の額は契約期間中変更しないものとし、乙は甲に対し減額の請求をすることができない。

（貸付料の支払）

第 7 条 乙は、第 5 条に定める貸付料の年額を、次に定めるとおり、甲の発行する納入通知書により、納期限までに納入するものとする。

年度	納付金額
----	------

令和8年度	(契約金額の令和8年6月から令和9年3月分に相当する額)
令和9年度	(契約金額の令和9年4月から令和10年3月分に相当する額)
令和10年度	(契約金額の令和10年4月から令和11年3月分に相当する額)
令和11年度	(契約金額の令和11年4月から令和12年3月分に相当する額)
令和12年度	(契約金額の令和12年4月から令和13年3月分に相当する額)

(電気料の支払)

第8条 乙は、この契約に基づき設置した自動販売機に電気の使用量を計る子メーターを設置するものとする。

2 甲は、施設全体の電気使用料（基本料金を含む。）に基づき、当該月の子メーターの表示する使用量から電気料を計算し、4月から9月までの上半期分と10月から翌年3月までの下半期分について、速やかに乙に納入通知書を送付するものとする。

3 乙は、前項の納入通知書により、納期限までに甲に電気料を支払わなければならない。

(延滞金)

第9条 乙は、前2条に基づき、甲が定める納期限までに貸付料及び電気料を納入しなかったときは、香川県会計規則（昭和39年規則第19号）第153条第1項に規定する割合で、県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例（平成22年香川県条例第2号）の規定に基づき計算した延滞金を甲に支払わなければならない。

(充当の順序)

第10条 乙が貸付料及び電気料並びに延滞金を納入すべき場合において、乙が納入した金額が貸付料及び電気料並びに延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

(契約保証金)

第11条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を香川県会計規則第152条第2号により免除するものとする。

(契約不適合責任)

第12条 乙は、次のいずれかに該当する場合甲に対し、貸付料の減額、若しくは損害賠償、追完の請求をすることができないものとする。ただし、甲が知っていたにもかかわらず告げなかった事実についてはこの限りではない。

(1) この契約締結後に、自動販売機の設置場所等に数量不足があることが判明した場合

(2) 契約締結後、自動販売機の設置場所の損傷等が確認された場合

2 乙は契約の内容に不適合があることを知ってから1年以内に甲に不適合の内容を通知しなければならない。

(自動販売機の設置及び撤去)

第13条 施設における自動販売機の設置及び撤去は、乙が行うものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

2 前項の設置及び撤去は、施設の利用を妨げることをないよう配慮して行わなければならない。

(維持管理義務)

第14条 乙は、設置場所を善良な管理者の注意をもって維持管理に努めなければならない。

2 乙は、設置場所の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第15条 乙は設置場所を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすることはできない。

(実地調査等)

第16条 甲は、必要に応じて、設置場所の使用状況等について、乙に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 乙は、正当な理由がなく報告の提出を怠り、実地調査を拒み、妨げてはならない。

(違約金)

第17条 乙は、第3条に定める期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(1) 前条に定める義務に違反した場合

違反した年度の貸付料年額の10%

(2) 第2条及び第15条に定める義務に違反した場合

違反した年度の貸付料年額の30%

(3) 次条第4項に規定する乙から甲に対する書面の通知が、契約を解除する日の6か月前までになされなかった場合（当該通知が令和8年6月1日から令和8年11月30日までになされた場合を除く。）当該通知の日から6か月後の日までの期間について日割りにより算出した貸付料に相当する額から、当該通知の日から契約解除日までの期間について日割りにより算出した貸付料に相当する額を減じて得た額

2 前項に定める違約金は、損害賠償額の予定又は一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 甲が公用、公共用、公益事業又は甲の企業の用に供するため設置場所を必要とするとき。

(2) 乙が契約上の義務を履行せず、又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。

(3) 乙がこの契約に関し、不正又は不誠実な行為をしたと甲が認めたとき。

(4) 乙が災害その他やむを得ない理由以外の理由により契約の解除を申し出たとき。

(5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 代表一般役員等（乙の代表役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所を代表する者（代表役員等に含まれる場合を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に

規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下この号において同じ。)であると認められるとき。

イ 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとして認められるとき。

オ 契約等の相手方がアからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

カ アからエまでのいずれかに該当する者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（オに該当する場合を除く。）に、甲が当該再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないよう求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

キ 代表一般役員等が無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条に規定する観察処分を受けた団体の役職員又は構成員であるとき。

2 甲は、前項第 1 号により契約を解除する場合は、1 か月前までに乙に対し、書面により通知するものとする。

3 甲は、第 1 項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

4 乙は、第 1 項第 4 号により契約の解除を申し出るときは、契約解除日の 6 か月前までに、甲に対し書面により通知するものとする。

（談合その他不正行為による契約解除）

第 19 条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって乙に通知することにより、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害を生ずることがあっても、甲は、その賠償の責めを負わないものとする。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に参加申込書の提出が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 乙(法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(5) 乙の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

(原状回復義務)

第20条 乙は、第3条に規定する期間が満了し、又は前2条の規定により契約を解除されたときは、甲の指定する日までに、設置場所を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が承認したときは、この限りでない。

2 前項の場合において、乙は、甲に対し設置場所に投じた必要費、有益費その他の費用の償還を請求しないものとする。

(暴力団等による不当要求行為の排除)

第21条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等(暴力団、暴力団関係者その他不当要求行為を行うすべての者をいう。)から不当要求行為(不当又は違法な要求、妨害行為その他契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。)を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、その旨を速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出しなければならない。

(貸付料の返還)

第22条 甲は、第18条第1項第1号の規定によりこの契約が解除されたときは、既納の貸付料のうち、乙が設置場所を甲に返還した日以降の未経過期間の貸付料を日割計算により返還する。

(損害賠償等)

第23条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、第18条第1項第1号の規定により契約を解除された場合において、損失が生じた場合においても、甲にその補償を請求することができない。

(借地借家法等の適用)

第24条 この契約については、借地借家法(平成3年法律第90号)の適用がないことを甲乙相互において確認した。

2 この契約に優先して、道路法、道路法施行令(昭和27年政令第479号)、香川県道路占用料条例及び香川県道路占用規則(昭和29年香川県規則第52号)が適用されることを甲乙相互において確認した。

(契約の費用)

第25条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務)

第26条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(管轄裁判所)

第27条 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を所轄する地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第28条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

【電子契約の場合】

上記契約の締結を証するため、この契約内容を記録した電磁的記録を作成し、甲乙同意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

【書面による契約の場合】

令和 年 月 日

甲

香川県

乙

自動販売機設置に係る仕様書

1 設置箇所、設置可能面積及び台数

物件番号	施設名称	所在地	設置箇所	面積	台数
1	道の駅「香南楽湯」	高松市香南町横井 997-2	女子トイレ（中、南） （配置図 1）	各 2.0 m ² 計 4.0 m ²	2 台
2	道の駅「みろく」	さぬき市大川町富田中 3298-1	情報コーナー内 （配置図 2）	2.2 m ²	1 台
3	道の駅「たからだの里さいた」	三豊市財田町財田上 180-6	情報コーナー西側 （配置図 3）	2.2 m ²	1 台
4	道の駅「大坂城残石記念公園」	小豆郡土庄町小海甲 909-1	情報コーナー南側 （配置図 4）	2.2 m ²	1 台

※ 1 面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

※ 2 設置箇所には水道設備はない（配管工事は不可）。

※ 3 自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか応募前に設置場所の確認をすること。確認する際には、以下の連絡先に事前に連絡すること。

物件番号	財産名称	連絡先	電話番号
1	道の駅「香南楽湯」	香川県土木部道路課	087-832-3531
2	道の駅「みろく」	香川県土木部道路課	087-832-3531
3	道の駅「たからだの里さいた」	香川県土木部道路課	087-832-3531
4	道の駅「大坂城残石記念公園」	香川県土木部道路課	087-832-3531

2 設置期間

令和 8 年 6 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（更新なし）

設置が決定し、契約した事業者は、香川県と協議の上、令和 8 年 6 月 1 日（月）から令和 8 年 6 月 30 日（火）の間に自動販売機を設置すること。

設置作業の日時は、当該施設の開館日の開館時間内で調整すること。

ただし、施設管理者がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに自動販売機を設置する者（以下「設置者」という）の遵守事項

(1) 規格及び条件

物件番号	財産名称	規格及び条件
1	道の駅「香南楽湯」	①設置する自動販売機に、使用電力量が分かる子メーターを取り付けること。 ②自動販売機本体については、周辺環境に配慮したデザイン（外観色含む）とすること。 ③販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、道の駅管理者の指示に従うこと。 ④紙カップ及び紙パックによる飲料水等の販売は認めない。
2	道の駅「みろく」	①設置する自動販売機に、使用電力量が分かる子メーターを取り付けること。 ②自動販売機本体については、周辺環境に配慮したデザイン（外観色含む）とすること。 ③販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、道の駅管理者の指示に従うこと。 ④紙カップ及び紙パックによる飲料水等の販売は認めない。
3	道の駅「たからだの里さいた」	①設置する自動販売機に、使用電力量が分かる子メーターを取り付けること。 ②自動販売機本体については、周辺環境に配慮したデザイン（外観色含む）とすること。 ③販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、道の駅管理者の指示に従うこと。 ④紙カップ及び紙パックによる飲料水等の販売は認めない。
4	道の駅「大坂城残石記念公園」	①設置する自動販売機に、使用電力量が分かる子メーターを取り付けること。 ②自動販売機本体については、周辺環境に配慮したデザイン（外観色含む）とすること。 ③販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、道の駅管理者の指示に従うこと。 ④紙カップ及び紙パックによる飲料水等の販売は認めない。

(2) Wi-Fi機能

Wi-Fi機能は、「かがわWi-Fi」その他の誰でも簡単に使用できるWi-Fi機能を有するものであること。「かがわWi-Fi」とは、次のSSIDの無料公衆無線LANサービスを指す。

- ・ SSID：KAGAWA-WiFi2

香川県とNTT西日本株式会社香川支店が締結した協定に基づき整備を推進している無料公衆無線LANサービスであり、NTT西日本株式会社が運営する「スマート光 ビジネスWi-Fi」を活用したものを指す。

- ・ SSID：KAGAWA-WiFi_Plus_Wi2

香川県と株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレスが締結した協定に基づき整備を推進している無料公衆無線LANサービスであり、株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレスが運営する「Wi2サービス」を活用したものを指す。

- ・ SSID: KAGAWA-WiFi_Plus_docomo

香川県と株式会社NTTドコモが締結した協定に基づき整備を推進している無料公衆無線LANサービスであり、株式会社NTTドコモが運営する「home 5G」を活用したものを指す。

※ 上の規格及び条件のほか、提案した内容の自動販売機を設置すること。

(3) 環境対策

① 省エネルギー

自動販売機の機種は、省エネ法（「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）」に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」）により、省エネ対策を施したエネルギー消費効率のよい自動販売機であること。

② ノンフロン

冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていない機種とする。「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいい、使用できる冷媒は、二酸化炭素、炭化水素及びハイドロフルオロオレフィン（HFO1234yf）等である。

(4) 安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付規準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法（昭和22年法律第233号））及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内装置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めること。

(5) 使用済容器の回収

① 回収ボックスの設置

自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを必要数設置すること。また、使用済容器は、設置者の責任において適切に回収すること。

② 回収ボックスの規格

ア 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。

イ その他

使用済容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済容器と一般ゴミの混入防止を図ること。

③ 使用済容器の処理

容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に処理すること。

(6) 自動販売機の設置及び管理運営

- ① 設置者において、商品の補充及び変更、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。
- ② 設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。
- ③ 商品補充や使用済容器の回収の際の駐車については、施設管理者の指示に従い、所定の区画に駐車すること。
- ④ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行うこと。
- ⑤ 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、故障時等の連絡先を明記し、即時対応すること。

4 販売商品の種類等

(1) 種類

清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類は販売できない。

なお、商品の具体的な構成については、香川県との協議によること。

(2) 価格

標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

5 貸付料及び使用料

(1) 貸付料

年額の貸付料は、設置料提案書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。

貸付料は、年度当初に香川県が発行する納入通知書により、香川県が指定する期限までに納付すること。

(2) 道路占用料

貸付料のほか、香川県道路占用料条例（昭和28年香川県条例第21号）第2条に定める道路占用料を、香川県の発行する納入通知書により、香川県が指定する期限までに納付すること。

6 管理諸経費

電気料等管理諸経費については、設置者の負担とし、香川県が指定する期限までに納入すること。主な管理諸経費の標準算定方法は以下のとおりとする。

区分	算定方法	備考
電気料	計量器（メーター）によって算定する。 当該子メーターの接続する親メーターにより算定された電気料の月額 × $\frac{\text{当該子メーターの表示する月間消費電力量}}{\text{当該親メーターの表示する月間消費電力量}}$ ＝電気料（月額）	電気の使用量を計る子メーターは設置者が設置する。

	<p>管理諸経費の徴収は、次によって行うことを原則とする。</p> <p>4月分から9月分までの管理諸経費を上半期分として、10月中に徴収し、10月から翌年3月分までの管理諸経費（2月分及び3月分は見込みによる。）を下半期分として、3月中に徴収する。</p>
--	---

7 費用負担

自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担すること。

8 設置場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して香川県の確認を受けなければならない。

9 自動販売機設置に伴う事故

香川県の責めに帰することが明らかな場合を除き、設置者がその責めを負う。

10 商品等の盗難及び破損

(1) 香川県の責めに帰することが明らかな場合を除き、香川県はその責めを負わない。

(2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

11 設置自動販売機の更新

設置した自動販売機を更新する際は、あらかじめ香川県（契約担当部署）に協議を行うこと。

12 売上状況等の報告

本件に係る自動販売機の売上状況を下記により報告すること。

(1) 内容

自動販売機設置場所	売上金額（円）

(2) 期限

区分	報告期限
4月～9月	11月1日
10月～3月	5月1日

13 その他

自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。